

◎農地転用許可基準の改正

一、農地転用許可制度の内容

(1) 自己所有の農地を自ら転用する場合は、都道府県知事の許可を受ける必要があります。

(2) 転用事業者が農地を買入れ又は借り受けて転用する場合は、売り主(貸し主)と転用事業者は連名で申請し、都道府県知事の許可を受ける必要があります。

二、農地転用許可基準の改正の概要

(1) 今回の転用許可基準の改正

の背景は、次の3点に集約されます。

① 高齢化・過疎化の進行、農畜産物輸入の自由化の決定等に対応した農山村地域の活性化

② モータリゼーションの

進展等生活・生産活動様式の変化への対応

③ 都市・産業機能等の地

方への分散の必要性
● このような背景から農地転用許可基準が大幅に緩和されました。

▼問い合わせ
農業委員会事務局

☎ 84 1211 内線 167



「安心して農地の貸し借りを」

推進費交付

町では生産性が高く、足腰の強い農業経営を目標として農用地利用増進事業を行っています。この事業は、貸し手農家、借り手農家が安心して農地の貸し借りが行えるよう町が間に入り利用権(農地を耕作する目的で利用する権利)の設定を行う事業で、これをスムーズに実施できるよう農

業委員の方を流動化推進員として委嘱しています。耕作できない方又は経営規模を拡大しようと考えてる方は、最寄りの農業委員へご相談下さい。又、一定の要件を満たすと、貸し手農家へは、推進費が交付されます。

▼問い合わせ 役場産業課

☎ 84 1211 内線 164

推進費の単価

(10a 当たり単価：円)

期 間 等	地 目	新		規 定	
		基本額	加算額	基本額	加算額
3 年以上 6 年未満	農 地	5,000	3,000	—	—
	採草放牧地未墾地	1,000	600	—	—
	期 間 借 地	3,000	1,000	—	—
6 年以上 10 年未満	農 地	15,000	5,000	12,000	4,000
	採草放牧地未墾地	3,000	1,000	2,400	800
	期 間 借 地	6,000	2,000	6,000	2,000
10 年以上	農 地	20,000	10,000	16,000	8,000
	採草放牧地未墾地	4,000	2,000	3,200	1,600
	期 間 借 地	8,000	4,000	8,000	4,000

歳末助けあい運動に

ご協力を!!

「歳末助けあい運動」は、歳末の時期にあたり多くの被保護世帯、低所得世帯、老人・母子・父子世帯、心身障害児(者)やその家庭が明るいお正月を迎えられるよう、地域住民、ボランティア、民生児童委員、社会福祉施設等が協力しあって、地域社会の福祉問題解決のための援助活動を強力に推進しようとするもの

推進主体

光町社会福祉協議会
共同募金光町分会

☎ 84 1358



新春マラソン

参加者募集!



▼期 日 1月7日(日)

▼時 間 午前9時受付
9時30分開会式

▼集合場所 役場前

▼参加資格 町内居住者または勤務者

▼コース 役場前から光スクールライン

● 小学3年生以下男女 09 km
● 小学4年生以上男女 16 km

▼申し込み

● 小・中学生と親子の部↓各学校
● 一般の部↓町民会館
締切日 12月17日(日)

● 中学生女子 16 km
● 中学生男子 28 km
● 高校生以上 29 歳以下男子 50 km

● 一般女子・30 歳以上男子
右記のいずれに参加してもよい

● 親子の部(原則として小学生とその親) 09 km

▼問い合わせ

町民会館 ☎ 84 1358